

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和2年4月21日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和2年4月21日(火曜日)

午前10時23分開議

午前10時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補
正予算(第1号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第3号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第6号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第7号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第13号 熊本県知事等の給与の特例に
関する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎
副委員長 松 村 秀 逸
委員 吉 永 和 世
委員 坂 田 孝 志
委員 西 聖 一
委員 山 本 伸 裕
委員 高 島 和 男
委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 山 本 倫 彦

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 宮 本 正

総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英

人事課長 城 内 智 昭

首席審議員兼財政課長 間 宮 将 大

税務課長 久保田 健 二

企画振興部

部長 山 川 清 徳

交通政策・情報局長 内 田 清 之

情報政策審議監 島 田 政 次

情報政策課長 椎 場 泰 三

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂

政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前10時23分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。
ただいまから、第2回総務常任委員会を開会
いたします。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示さ
れた事件及び緊急を要する事件のみを審議す
る臨時会での委員会であり、本会議を休憩し
ての開催でもありますので、質疑応答は付託
議案に関するものみに限らせていただきま
す。

また、本日は、執行部を交えての初めての
委員会になりますが、本日の委員会出席者は
付託議案に関係する職員のみとしております
ので、出席者の紹介は省略をいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議
題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括
して質疑を受けたいと思います。

執行部からの説明は、効率よく進めるため

に、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、総務部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、山本総務部長。

○山本総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

4月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算として236億円を計上しております。

また、知事の給与の特例条例、令和元年度予算の専決処分などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括説明につきまして財政課長から、また、予算の詳細内容、条例等議案につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

お手元の総務常任委員会説明資料を御覧いただければというふうに思います。

お開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

まず初めに、令和2年度4月補正予算の概要を御説明させていただきます。

議案第1号につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策として、一般会計で236億円の増額補正をお願いしております。補正後の予算規模は、7,390億8,000万円となります。

主な内容でございますが、感染症対策の体制強化として、2億7,300万円、(2)県民生活、県経済への影響の最小化として、232億9,700万円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

2ページと3ページにつきましては、今回の補正予算に係る歳入の補正について計上させていただきますいております。

3ページでございますように、国庫支出金、繰入金、諸収入を活用して予算を編成させていただきますいております。

次の4ページと5ページをお願いいたします。歳出の補正予算でございます。

一般行政経費、投資的経費について、それぞれ計上をさせていただきますいております。

御覧のとおり、今回、総務常任委員会各課の事業はございません。個別の事業につきましては、各常任委員会で御審議いただく予定となっております。

以上が、4月補正予算の概要でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。令和元年度2月補正予算及び3月補正予算の概要について、御説明をさせていただきます。

議案第2号から第5号までにつきましては、知事専決処分による令和元年度補正予算につきまして御報告を申し上げます。

こちらについても、新型コロナウイルス感染症対策経費として、一般会計で合計58億円の増額補正をさせていただきます。

補正後の令和元年度予算規模は、8,234億5,900万円でございます。

感染症対策の体制強化として、1億5,400万円、県民生活、県経済への影響の最小化として、56億円余を計上しているものでございます。

下の表に、4回に分けて補正予算、編成させていただきますその内訳を記載させていただきます。

おめくりいただきまして、8ページと9ページにつきましては、歳入予算の補正予算、そして10ページ、11ページにつきましては、

歳出予算の内訳を記載させていただいております。

以上で概要の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いいたします。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料、少し飛びまして、20ページをお願いいたします。

第13号議案、熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、資料21ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨でございますが、知事及び副知事の給料月額について、特例を設ける必要があるものでございます。

2の主な条例の内容を御覧ください。

(1)は、知事及び副知事の給料の削減に関する内容でございます。

まず、①の知事につきましては、給料月額の30%を削減するもので、具体的には、現行の124万円の給料月額が86万8,000円となります。

次に、②の副知事につきましては、給料月額の20%を削減するもので、具体的には、現行の97万円の給料月額が77万6,000円となります。

次に、(2)の実施期間についてでございますが、令和2年5月から令和3年4月までの1年間としております。

最後に、(3)の施行期日でございますが、令和2年5月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

条例改正に係る2件の専決処分につきまして、御報告を行い、承認をお願いするもので

ございます。

資料の14ページをお願いいたします。

第6号議案は、熊本県税条例の一部改正に係る報告及び承認についてでございます。

資料17ページの条例の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨としましては、令和2年度税制改正に伴い、地方税法の一部改正が行われたことを受け、所要の改正を行ったものでございます。改正法が令和2年3月31日公布、4月1日施行であったことから、地方税法と県税条例の内容にそごが生じないよう、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

(1)は、法人事業税についてでございます。電気供給業に係る法人事業税については、収入金課税を行っておりますが、そのうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人について課税方式を見直したものです。資本金が1億円を超える法人については、収入割額、付加価値割額と資本割額の合算額により課税し、資本金が1億円以下の法人については、収入割額と所得割額の合算額により課税することとなります。

(2)は、不動産取得税についてでございます。令和2年3月31日までとしていた特例措置の適用期限を、令和4年3月31日まで2年間延長したものでございます。

(3)は、ゴルフ場利用税についてです。ゴルフ場利用税の非課税の範囲を拡充し、国際競技大会のゴルフ競技またはその公式練習のためにゴルフを行う場合に非課税としたものでございます。

いずれも、国の改正に伴い、改正を行ったものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

第7号議案は、熊本県税特別措置条例の一

部改正に係る報告及び承認についてでございます。

19ページの条例の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、関係規定を整理するものでございます。改正省令が3月31日公布、4月1日施行であったことから、専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

(1)は、県税の不均一課税の対象要件となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定期限を、令和4年3月31日まで2年間延長したものでございます。

(2)は、(1)の整備計画の認定期限延長に伴い、地域内における土地の取得に係る不動産取得税の特例措置を、令和6年3月31日まで2年間延長したものです。

(3)は、元号が令和に改められたことに伴う規定の整理を行ったものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料お戻りいただきまして、13ページをお願いしたいと思います。

令和元年度の専決処分の報告、承認でございます。予算の専決処分の報告、承認でございます。

下の表を御覧いただきたいと思っております。

専第35号、令和2年2月28日専決による債務負担行為の設定変更でございます。

下の表を御覧ください。

情報処理関連業務として、補正前限度額1億2,812万6,000円、補正後限度額1億3,535万5,000円、722万9,000円の増の変更をしたものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症への対策として、職員のテレワークを行うためのリモートアクセスの環境構築に関わる令和2年度の情報処理関連業務につきまして、令和2年4月から運用できるようにするために、令和元年度内に契約事務を行う必要があったことから、債務負担行為の設定変更を行ったものでございます。

現在、リモートアクセス機能を備えたテレワーク用の端末としまして、250台を準備しております。東京、大阪、福岡などの県外事務所をはじめ、学校の休業等に伴ってテレワークが必要となっている職員等を中心に貸出しを行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思っております。

なお、繰り返しになりますが、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。ありませんか。

○吉永和世委員 条例改正の中で、知事と副知事の給与削減というのがありますけど、知事の思いというのを再確認させていただきたい。これ何でやるということなのか、そこをちょっと再確認させていただきたい。

○城内人事課長 新型コロナウイルスの感染症対策に関しましては、県民の皆様には不要不急の外出の自粛など様々なお願いをしている、多大な御苦勞をおかけしているというふうな知事の思いがあったというふうにお聞きしております。

総務常任委員会委員長

こうした御苦勞をおかけしている中、それをお願いしている立場として、県民の皆様とともに一体となって取り組んでいくという姿勢を示すということで、知事、副知事の間で決断をされた、そういう形で聞いております。

○増永慎一郎委員長 吉永委員、大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第7号まで及び第13号について、一括して採決したいと思いますけれども、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

最後に、陳情・要望書が4件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する